平成２５年（フ）第６１２４号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町８丁目40―23―603
債務者　大谷　正義
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１３６号
東京都八王子市中野町2545―21―202
債務者　田中真理子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５号
岩手県花巻市大通り１丁目５―12、住民票上の住所岩手県宮古市津軽石第２地割58番地
債務者　吉田　尚子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前11時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第１９４号
静岡県湖西市白須賀6220番地　シティハイツ加藤205、前住所静岡県湖西市白須賀186番地の７
債務者　西村　　昇
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
静岡県浜松市中区和合町1309番地の１　グランヴィ和合103号
債務者　岡崎　映二
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２３６４号
大阪府吹田市山田西２丁目３番２―703号
債務者　滝　　要
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３９７号
大阪市浪速区日本橋３丁目８番12号　日本橋プラザ602号、前住所大阪市都島区御幸町２丁目４番９号
債務者　宮本美沙都（旧姓田原）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７号
栃木県宇都宮市大塚町14番24号　マンションエクセル103号
債務者　星野志津枝
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２９号
栃木県宇都宮市中島町507番地４
債務者　志藤　真弓
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４４号
栃木県さくら市狭間田667番地３
債務者　和田　　勇
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５２号
栃木県宇都宮市上戸祭町538番地５　サンシティ上戸祭Ｃ101号室
債務者　オビアフバ麻希子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６０号
栃木県鹿沼市日吉町644番地　県営日吉住宅２号棟18
債務者　柳田　峯征
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６１号
栃木県宇都宮市西川田本町３丁目16番11号、前住所栃木県那須郡那須町大字伊王野2970番地
債務者　西山ミサヲ
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係